

感染症の種類と出席停止の期間

	病 名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS コロナウイルスに限る)	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス(COVID-19) (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

＊第2種感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。